



青葉ニュースレター

Vol. 58

2017年2月3日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている又はこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書に於ける法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ：

香港：香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852) 2802 1092 FAX：(852) 2850 7151

北京：北京市朝阳区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10) 6522 8158 FAX：(86-10) 6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20) 3878 5798 FAX：(86-20) 3878 5337

目 次

『五証合一・統一コード記載』登録制度改革の加速促進に関する通知.....	4
【背景】	4
【影響】	4
【主な内容】	4
外商投資企業の設立及び変更手続きが承認から届出へと変更	6
【背景】	6
【影響】	6
【主な内容】	6
『中華人民共和国税関調査条例』実施弁法	8
【背景】	8
【影響】	8
【主な内容】	8
株式インセンティブ及び技術出資に関する新税収政策の解説.....	10
【背景】	10
【影響】	10
【主な内容】	11
外貿易総合サービス企業輸出貨物税金還付（免除）管理の更なる最適化の公告.....	13
【背景】	13
【影響】	13
【主な内容】	13
国家外貨管理局の貨物貿易外貨収支電子データの審査の規範化に関する通知	15
【背景】	15
【影響】	15
【主な内容】	15
『広東省人口計画出産条例』2016年度における最新の改正	17
【背景】	17
【背景】	17
【主な内容】	17

『五証合一・統一コード記載』登録制度改革の加速促進に関する通知

【背景】

昨年、工商営業許可証、組織機構コード証、税務登記証の3つからなる『三証合一』の登録制度改革が全面的に行われた。その後、『中国国務院弁公庁公布の「五証合一・統一コード記載」登録制度改革に関する通知』が発表され、更に社会保険登記証及び統計登記証が統合されることとなった。当該『五証合一・統一コード記載』の制度は、2016年10月1日より全面的に施行され、2018年1月1日までにすべての登記証の変更が行われる。

【影響】

『五証合一・統一コード記載』の登録制度は、『三証合一』の制度改革の成果をさらに拡大し、経済に大きなメリットを与えることが予想される。また、当該改革は政府機能にも変化をもたらす。部門間の協力体制を強化し、信用監督を核心内容とする新型市場監督体系を作り上げる。この改革により、企業の設立コストは削減され、また設立に要する時間も短縮される。

【主な内容】

『通知』の主な内容は以下の通りである。

一、ワンストップサービスの完備

「書類1セット、登記表一枚、受理窓口1つ」のモデルを全面的に実施する。申請者が企業登記の手続きをする際に、一枚のフォームに必要事項を記載し、一つの窓口でワンセットの書類を提出するだけで、統一の社会信用代码が記載された営業許可証が発給される。関連情報は全国企業信用情報の公開システムにて開示される。

二、部門間の情報シェア及び相互確認を推進

統一の情報基準及び送信方法を定め、各関連業務の情報システム及びシェアのプラットフォームをアップグレードする。情報シェアの機能を整備し、データ情報を窓口で確実に伝え、各関連部門の業務システムを有効且つ融合的に使用

する。

三、登記モデルの変更作業を適切に実施

『三証合一』の登記モデルに基づき、統一社会信用コードが記載された営業許可証を取得した企業は、『五証合一』のモデルの営業許可証を新たに申請する必要はない。登記機関は、関連登記情報を社会保険取扱機関及び統計機関へ送付する。社会保険登記証と統計登記証の定期検査及び変更制度は廃止となり、企業が規定に基づき、自ら工商部門に年度報告書を送付し、情報を開示することとなった。年度報告書の情報は、全国企業信用情報公開システムを通じ、社会保険取扱機関及び統計機関等に共有される。

四、『五証合一・統一コード記載』営業許可証の広範囲使用を推進

従来、社会保険登記証と統計登記証を使用することが求められていた手続き項目に関して、今後は、一律で営業許可証を使用して手続きを行うことが可能となり、各級政府部門、事業機関及び仲介機関等は、それを認めることと定めている。

五、業務窓口の能力強化

業務トレーニングを強化することにより、窓口のスタッフに改革の要求、業務のプロセス及び規範性を正しく把握させる。これにより、業務窓口のサービスを整備し、サービス効率を向上させる。

【法規リンク】

『中国国务院弁公庁交付の「五証合一・統一コード記載」登録制度改革の加速促進に関する通知』

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-07/05/content_5088351.htm

北京：『「五証合一・統一コード記載」登録制度改革の全面実施に関する通告』

http://www.baic.gov.cn/xxgk/zcwj/zcfg/201609/t20160927_1355834.htm

広州：『広州市工商局の「五証合一・統一コード記載」登録制度の実施に関する通告』

http://www.gzaic.gov.cn/zwgk/gkml/qt/tzgg/201609/t20160927_670684.htm

上海：『上海市の個人経営業者の「2証統合」、市場主体の「五証合一」登録制度改革の実施に関する公告』

<http://www.sgs.gov.cn/shaic/index/sszdgg.html#1F>